

1. ソフトウェアを巡る知的財産権

Intellectual Property Rights of Software by Kunie TSUTSUI (Legal Affairs Department, The Japan Research Institute, Ltd.).

筒井 邦 恵¹

¹ (株) 日本総合研究所

1. はじめに

ネットワーク化、デジタル化の進展にともない、情報の作り手、送り手(流通)、使い手の関係が不明確となりつつあります。

従来この三者の役割ははっきりわかれており、作り手は自分の創作した情報を流通させる場合、送り手に託すことで適切な報酬と情報の保護が期待でき、使い手は送り手から情報を入手すれば、作り手の権利や侵害などを意識せず利用できました。出版を中心とする情報流通の形態では、複製物の作成をコントロールする著作権制度が、作り手を保護する手段としてうまく機能していたためです。

ところが、技術の進展にともないネットワーク化、デジタル化が進み、誰でも簡単に情報を作成、流通できるようになると、大量複製の手段をもつ出版業者などの送り手の媒介が必ずしも必要でなくなります。そうなると、著作権による保護もうまく機能しなくなってきました。さまざまなところから簡単に情報が入手できるため、意図せずして他人の権利を侵害してしまうことも起こります。

これは著作権の問題にとどまりません。自己の作成した情報を守りたい、情報を利用したいと思う者双方にとって知的財産権とは何か、どのように情報が保護されるのかを知ることが必要になってきているといえるでしょう。

今回から6回にわたり、情報処理技術者に関連が深いものを中心に、知的財産権の基本を、また適宜現在のトピックや知的財産権に関する周辺の動きを紹介していきます。

今回は、第1回ということもあり、知的財産権とはどのようなものか、とりわけソフトウェアに関連するものを紹介します。

2. ソフトウェアを巡る知的財産権の種類と概要

知的財産権とは、「人の知的・精神的な創作活動の成果や営業上の信用を化体した営業標識等」(= 知的財産)に関する権利の総称であり、知的財産権という1個の権利があるわけではありません。知的所有権と呼ばれることも多いですが、同じ意味です。

知的財産を保護する法として、特許法を筆頭とする工業所有権法(ほかに実用新案法、意匠法、商標法)、著作権法、半導体集積回路法、種苗法ほか、不正競争防止法などがあり、それぞれ保護の範囲、態様が異なります。

ソフトウェアもその内容に応じて上記の法律により、知的財産として保護を受けますが、具体的にはどういった保護を受けるのか、以下で簡単にみていきましょう。

まずあげられるのが著作権法、これと対比して理解したいものとして特許権などの工業所有権、さらに営業秘密としての保護があります。

(1) 著作権

著作権は著作物を創作すれば発生し、著作権の取得に、出願や審査といった面倒な手続きは一切不要で、費用もかかりません^{*}。

ソフトウェア開発の一連の過程で作成される企画書、設計書、プログラムおよびマニュアルなどは、一括してソフトウェアの著作物となるのではなく、各々独立して著作物となりえます。企画書をAが作成し、プログラム開発はBが行うという場合、企画書の著作権はAが、プログラムの

^{*} 著作権にも登録制度はあるが、著作権の取得に必要な要件ではない。著作権法では、実名・第一発行年月日・創作年月日(プログラムの著作物のみ)・著作権(の譲渡や質権の設定)の4種類の登録制度が規定されている(著作権法第75～77条)。プログラムは(財)ソフトウェア情報センター、そのほかの著作物は文化庁で登録手続きを行っている。

著作権はBがもつことになります。

著作物として保護されるのは、「創作性のある表現」(著作権法第2条第1項第1号)です。元になるアイデアを具体的にどう表したか、表し方に創作性があれば著作物となります。ここでいう創作性のレベルは低く、他人のまねをせず、独自にソフトウェアを作成しさえすれば、大抵著作権による保護を受けられます[☆]。

たとえ他人がすでに同じような著作物を作成していても権利の成立に影響しません(独立著作の原則)。早い者勝ちではないのです。もっとも、いかに独自に創作しても、誰が作っても同じ表現になるようなありふれたものであれば、創作性が認められず、著作物として保護されません^{☆3}。

他人の著作物は勝手に複製したり、改変したりできません。著作権者が著作物を複製、改変する権利をもつからです。著作権者は、複製権を行使することで自分の著作物の複製物の流通をコントロールできます。また、著作権者には放送権、有線送信権などの権利もあり、著作物を放送したり、ネットワーク上で送信による流通もコントロールできます。

著作物の保護期間は原則として創作から著作物の死後50年です。これは特許権などと比べると格段に長く、しかも、世界的には著作物の死後70年に延長されつつあり、日本でも著作権法を改正して70年に延長される予定です。

(2) 特許権

ソフトウェアを開発するとき、このような機能

[☆] 一般にフリーソフトウェアと呼ばれるものも、著作権の保護期間が切れてパブリックドメインとなっている場合を除き、著作権が他人の利用を認めているだけで、著作権は発生している。フリーソフトウェアの製作者(つまり著作権者)が、その利用にあたり条件をつけている場合には、その条件に従った利用をしなければならない。

^{☆3} たとえばアイコンは著作権により保護されるか。アイコンは、その機能を表すために使われ、誰がデザインしても同じようなものになり、著作権法により保護すべきでない場合が多い。アメリカではデザインパテント(意匠特許)として保護した例があるが、日本の意匠法は有体物の形状、つまり立体的なデザインを保護しており、意匠権による保護も受けられない。

スクリーン表示の一部としてアイコンを保護することも考えられるが、そもそもスクリーン表示はどう保護されるのか。プログラムの一部として著作権により保護されるとの考え方があがるが、同じスクリーン表示を出力するコードの書き方は1つではなく、まったくコードは複製せずにスクリーン表示をまねることができる。この場合、プログラムの著作権侵害とはいえない。スクリーン表示はその表示方法に創作性があれば、コードとは別に独立して著作物として保護される。しかしそのスクリーン上に表示された(ありふれた)アイコンだけをマネする行為を著作権侵害とするのはいかなものだろう。

があれば、といったアイデアを実現する具体的なコードやフローチャートなど(表現)を保護するのが著作権法です。元となるアイデアは誰でも利用できますが、このアイデアが他人に勝手に利用されるのを防ぐための手段が特許権です。

特許権の対象は、産業上利用でき、新規性、進歩性のある「発明」で(特許法第29条)、発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう^{☆4}(特許法第2条)と定義されています。

特許権は著作権と異なり、発明だけでは取得できず、特許庁に出願し、特許権を与えるにふさわしいか審査を受け、登録されてはじめて権利を取得できるもので、手間も費用もかかります。このため、ソフトウェアは主に著作権法により保護されてきましたが、この数年、著作権法による保護だけでは同じ機能を実現する異なる表現のソフトウェアの製造を差し止められないことなどを理由に、より強い保護を求めて特許権により重層的に保護する動きが盛んになっています。とくに、本年4月特許庁がソフトウェア関連発明の審査基準を改定し、ソフト特許を積極的に認めるような動きもあり、ますますソフト特許取得の意欲が増大することが予想されます。

特許権を取得すると、その発明を実施^{☆5}する権利を独占でき、他人は特許権者から許諾を得なければその発明を実施できません。特許権の著作権と異なる特徴の1つに、先に出願した者へののみ権利が与えられる「先願主義」があり、たとえ独自に同じ発明を行っても、出願で先を越されてしまうと、特許権を取得できないばかりか、その発明を実施することもできません(ただし、出願以前からその発明を実施していた者は、現に実施している範囲内でのみ継続できます(特許法第79条))。

このように特許権は著作権より独占的な効力が強く、また、特許の取得、維持にかかる手間と費用を考えると、資金や人的資源の豊かな大企業に有利な仕組みであり、大企業が積極的にソフト特

^{☆4} 高度でない発明は、「考案」と呼ばれ、実用新案権の対象となる。実用新案権の効力はほぼ特許権と同じだが、審査がなく、手軽に取得できるかわりに保護期間が短い(出願後6年)。

^{☆5} 実施の意味は発明のカテゴリ(物、方法、物を生産する方法)により異なる(特許法第2条第2項)。物「その物の使用、譲渡、貸し渡し、輸入等」方法「その方法の使用」物を生産する方法「その方法の使用、その方法により生産した物の使用、譲渡、貸し渡し、輸入等」

許の取得に乗り出すと、ソフトウェア開発を行う中小企業や個人は非常に不利な立場におかれることが懸念されます。

また、ソフト特許はまだ歴史が浅く、出願された発明が本当に特許としてふさわしいかを判断する材料が少なく(ソフト開発の技術はノウハウとして各技術者に蓄積され、文献などにより公表されているものは少ない)、審査官にも専門的知識を有する者が少ないため、実際にはすでによく知られている技術に特許が認められてしまう可能性も指摘されています。

特許権の有効期間は出願後 20 年間です。

(3) 商標権

開発したソフトウェアをパッケージソフトとして売り出す場合、そのパッケージソフトにつける名前が商標です。商標も登録することにより商標権を取得でき、登録されると他人は同じ名称を同じ分類の商品に使用できません。システムコンサルティングサービスや情報処理サービスを行う際につける、〇〇サービスといった名称も商標として登録可能です。もちろん社名なども商品やサービスの名前として商標登録できます。

商標権の有効期間は登録から 10 年ですが、特許権などと異なり、使用し続けていけば更新できます。

商標は、未登録でも不正競争防止法により保護されることもあります。同じような商品に似た名称をつけて混同を招く場合、また、著名な商標であれば、まったく別の種類の商品やサービスに使用され、混同を招かないような場合でも他人の無断使用を差し止めることができます。

(4) 営業秘密

開発したソフトウェアが公に知られておらず(非公知性)、経済的価値があり(有用性)、秘密として管理(秘密管理性)されていれば、営業秘密として不正競争防止法により、第三者が無断で使用することを差し止め、損害賠償を請求できます。ただし、第三者により公にされてしまえば、以後営業秘密としての保護は受けられなくなります。

ここで公になるとは、たとえば第三者にソフトウェアを使用許諾した場合でも、そのライセンスに他人に漏らすなという秘密保持義務を課していれば、公とはみなされません。秘密保持義務を

課さずに使用許諾しているような場合には公になったといえます。

ソフトウェアを特許出願する場合、特許は、出願時点で新規性がなければ認められないため、出願までソフトウェアを営業秘密として管理しておかなければなりません。出願後は特許庁により公開されるため、以後営業秘密としての保護は不可能です。特許権は、20 年たてば期限が切れて誰でも自由に利用できますが、営業秘密として保護されるものは、非公知性、有用性、秘密管理性の三要件を満たせばいつまでも保護が可能であり、その性質に応じて特許出願するか、営業秘密として保護し続けるか考慮が必要です。

3. おわりに

情報は、ある 1 つの権利によってのみ保護されるのではなく、その特性に応じて、2 重 3 重に保護されえます。とくに他人の情報を利用する場合、その情報がどのような権利により保護されているかを考慮しないと、思わぬところで権利侵害をしてしまうことになります。

次回以降、著作権を中心に、さまざまな角度からももう少し具体的に知的財産権をみていきたいと思います。

参 考 文 献

- 1) 中山信弘：マルチメディアと著作権，岩波新書(1996)。
- 2) 著作権ハンドブック，(社)著作権情報センター。
- 3) コンピュータと法律，bit 別冊，共立出版(株)。(平成 9 年 1 月 29 日受付)



筒井 邦恵

1991 年立教大学法学部卒業。同年(株)日本総合研究所入社，法務部配属。(財)日本情報処理開発協会産業情報推進センター EC 法的问题調査研究作業部会委員。(財)情報サービス産業協会知的財産権委員会委員。主な研究テーマ：コンピュータ・ソフトウェアをめぐる著作権問題，データベースの法的保護，EDI をめぐる法的問題ほか。企業法務担当者として契約実務を処理する傍ら，コンピュータや通信分野の技術革新にともなう知的財産権問題を研究し，企業内研修にも携わっている。e-mail:tsutsui@tyo.hq2.jri.co.jp